

## ヤナセUCメンバーズカード会員特約

### 第1条(カードの名称)

このカードは、株式会社ヤナセ(以下「ヤナセ」と称します。)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」と称します。)が業務提携して発行するもので、カードの名称は「ヤナセUCメンバーズカード」(以下「本カード」と称します。)とします。

### 第2条(会員および入会方法)

- 1.申込者は、セゾンが定める「UCカード会員規約」、セゾンおよびヤナセ(以下一括して「両社」と称します。)が定める「本特約」ならびにヤナセが定める「ヤナセロードアシスタンスサービス利用約款」の内容を承認のうえ、両社に入会を申込みものとします。
- 2.本カードの会員(以下「会員」と称します。)は、両社が本人会員または家族会員として本カードの利用を承諾した方とし、セゾンの会員資格と本特約に基づく資格(以下「本カード会員資格」と称します。)を有するものとします。契約は、両社が承諾をした日に成立するものとします。
- 3.セゾンは、会員に対して本カードを貸与します。
- 4.本カードのご利用は、本カードに記名されたご本人に限るものとします。

### 第3条(会員特典およびサービスの利用)

- 1.会員は、ヤナセが提供する特典およびサービスを受ける場合、ヤナセ所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 2.会員は、ロードアシスタンスサービスを受ける場合、別途定める「ヤナセロードアシスタンスサービス利用約款」を遵守するものとします。
- 3.会員は、セゾンが提供する特典およびサービスを受ける場合、セゾン所定の方法でその提供を受けるものとします。

### 第4条(ヤナセ年会費)

- 1.会員は、セゾン所定の年会費の他に、ヤナセに対して所定の年会費を支払うものとします。
- 2.支払方法は、UCカードご利用代金の場合と同様とします。
- 3.すでにお支払い済の年会費は、退会または会員資格の取り消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。

### 第5条(会員資格の喪失)

- 1.ヤナセは、会員が次の事項のいずれかに該当し、本カード会員資格を有する者として不適格であると判断した場合は、何らの通知を要せず本カード会員資格を喪失させることができるものとします。尚、本人会員が本カード会員資格を喪失した場合は、その家族会員も本カード会員資格を喪失するものとします。
  - ①本特約のいずれかに違反した場合。
  - ②ヤナセに対する支払債務の履行を怠った場合。
  - ③ヤナセの提供する特典およびサービスを受けるにあたり、不正な行為を行った場合。
  - ④ロードアシスタンスサービスを受けるにあたり「ヤナセロードアシスタンスサービス利用約款」の規定に違反した場合。
- 2.前項により会員が本カード会員資格を喪失した場合、当該会員のセゾンの会員資格も喪失するものとします。但し、この場合、会員資格喪失前のカード利用等により発生する債務の支払いが完了するまでは、「UCカード会員規約」の効力が維持されるものとします。
- 3.会員がセゾンの会員資格を喪失した場合は、本カード会員資格も喪失

するものとします。

#### **第6条(カードの返却について)**

前条によりヤナセまたはセゾンが本カードの返還を求めたときは、会員は返還を求められた本カードすべてをヤナセまたはセゾンの指示する方法に従い、直ちにセゾンに返却するものとします。

#### **第7条(会員情報の提供と交換およびその保護)**

- 1.会員は、両社が両社の業務上必要な範囲で、会員の提出した入会申込書・諸変更届に記載された情報および会員の本カードの利用に関し知り得た情報を自ら利用し、相互に提供または交換することを予め承認します。
- 2.会員は、ヤナセがサービスネットワークを構築しているヤナセの関係会社および特約販売店等に対し、業務上必要な範囲で前項の情報を提供し、利用させることを予め承認します。
- 3.両社およびヤナセの関係会社ならびに特約販売店等は、前第1.2.項により知り得た会員の情報について、会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

#### **第8条(特約の改定等)**

- 1.「UCカード会員規約」第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、「UCカード会員規約」第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。
- 2.本特約に定めのない事項については、「UCカード会員規約」が適用されるものとします。

## **《個人情報取扱に関する重要事項》**

#### **第1条(個人情報の取扱い)**

入会申込者及び会員(以下、両者を「契約者」と総称します)は、株式会社ヤナセ(以下「ヤナセ」と称します)が株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」と称します)と下記の情報(以下「個人情報」と称します)を共有し、利用することに同意します。

- (1) 所定の申込書に契約者が記載した氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号等入会申込時に記入した会員属性情報及びUCカード会員規約第14条により届出た情報
- (2) カードの利用状況等カード利用に関する情報
- (3) ショッピング利用をポイント化した情報

#### **第2条(個人情報の利用目的)**

契約者は、ヤナセが保護措置を講じた上で、第1条の情報を、業務上必要な範囲で下記の目的のために利用することに同意します。

- (1) 本カードの基本的な機能及び付帯サービスの提供
- (2) ヤナセの店舗開発・商品開発等のマーケット調査
- (3) ヤナセ及びヤナセ子会社の営業並びにヤナセタイアップ商品に関するご案内の送付

尚、会員は、前号の営業に関するご案内を希望しない場合には、カード、ご利用代金明細書およびこれに同封されるご案内などを除き、ヤナセに対しその中止を申し出ることができます。

#### **第3条(個人情報の取扱いに関する業務の委託)**

ヤナセが第2条(1)(2)(3)の関連事務の処理を委託した企業にその委託業務に必要な範囲内で契約者の個人情報を保護措置を講じた上で預託することに同意します。

#### **第4条(個人情報の開示・訂正・削除)**

- (1) 契約者は、ヤナセに対して、自己に関する個人信用情報の開示を請求す

ることができます。開示を求める場合には、第6条記載の窓口(下表【問い合わせ・相談窓口等】)にご連絡ください。

- (2) 万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、ヤナセは、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

#### 第5条(本重要事項に不同意の場合)

ヤナセは、契約者が本契約に必要な記載事項(申込書面で契約者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本重要事項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りする場合や退会の手続きをとることがあります。この場合、UCカードに別途審査のうえ入会していただくことが可能です。

#### 第6条(個人情報の取扱いに関する問い合わせ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての契約者の個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申し出に関しましては下記にお願いします。

#### 【問い合わせ・相談窓口等】

- 1.商品などについてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2.特約についてのお問い合わせ・ご相談は下記にご連絡ください。

お問い合わせ事項	当社名・住所・電話番号
<ul style="list-style-type: none"><li>•個人情報の開示・訂正・削除</li><li>•営業案内等の中止について</li><li>•その他本特約全般について</li></ul>	株式会社 ヤナセ ヤナセメンバーズカード係 〒105-8575 東京都港区芝浦1-6-38 03-5440-5355

その他ヤナセの個人情報の取扱いについては、下記ヤナセホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.yanase.co.jp/policy.asp>